

食肉中の破損注射針・医薬品の残留防止のため と畜場出荷時の確認を徹底してください！！

先月、道内から出荷され、道外のと畜場でと畜・加工された牛肉において、一般消費者の調理段階で破損注射針が発見されました。出荷時に破損注射針残留の申告はありませんでした。

と畜場出荷時の注意点

- ・注射針の残った家畜を出荷する時には、出荷先に**注射針が残っていることを必ず伝えて**ください。
- ・医薬品投薬歴を確認し、**使用禁止期間・休薬期間内ではないことを必ず確認**してください。また、ワクチン等の生物学的製剤については、**接種後21日以上経過していることを確認**してください。
- ・と畜検査申請書には、牛は直近3か月間、牛以外は直近2か月間の**病歴と投薬歴を重点的に記載**してください。また、病歴等がない場合はその旨を記載してください。



畜舎火災の発生が多い時期です。火の取り扱い、漏電防止に努め、畜舎火災防止に努めて下さい。

北海道空知家畜保健衛生所【電話：0126-22-4212】

【FAX：0126-23-9676】

閉庁日（土・日・祝日）、時間外の緊急連絡先

空知総合振興局（代表） 電話 0126-20-0200